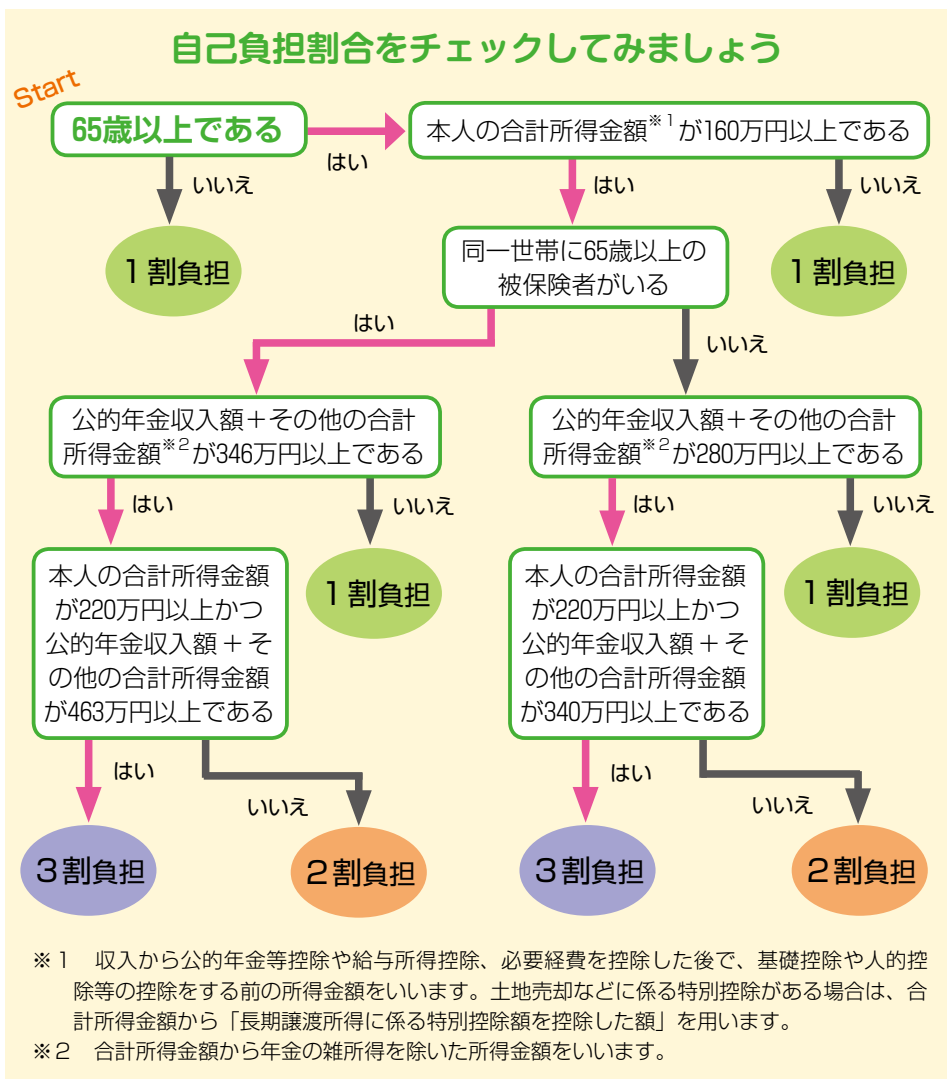


# 介護保険制度改正のお知らせ

## 主な改正の内容

### ■65歳以上で、所得が高い人の介護サービス利用料の負担が3割になります（8月から）

65歳以上の人（第1号被保険者）で、合計所得金額が220万円以上、年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯340万円以上、2人以上の世帯463万円以上の場合、介護サービス費用の自己負担が3割になります。



平成30年度に実施される介護保険制度の主な改正の内容と、介護保険料についてお知らせします。

問 長寿課介護保険係  
0263352885

### ■高額医療合算介護サービス費の自己負担限度額が変更になります（8月から）

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の自己負担額がいずれも高額になった場合、両者を合算して年間の限度額を超えた場合には「高額医療合算介護サービス費」として後から支給されます。70歳以上の人について、所得区分と自己負担限度額が次のとおり変更になります。

区分（年収）	限度額
課税所得145万円以上	67万円
課税所得145万円未満	56万円
市民税非課税世帯	31万円
市民税非課税世帯（年金収入80万円以下）	19万円



区分（年収）	限度額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上690万円未満	141万円
課税所得145万円以上380万円未満	67万円
課税所得145万円未満	56万円
市民税非課税世帯	31万円
市民税非課税世帯（年金収入80万円以下）	19万円

## その他の改正について

### ■「介護医療院」が新たに創設されます

4月から介護保険施設に、新たに「介護医療院」が創設されることになりました。これは主に、長期療養が必要な要介護者の介護や機能訓練を行うことを目的に作られるものです。

また、「介護療養型医療施設」（療養病床など）は平成30年3月で廃止される予定でしたが、廃止期限が6年間延長されることになりました。

### ■「共生型サービス」がはじまります

これまでは、障害福祉サービスを受けていた人が介護保険の対象になると、サービスを受けられる事業所も変更する必要がありました。

4月からは「共生型サービス」と位置付けられ、同一事業所で、障がい者と介護保険対象者がサービスを受けやすくなる特例が設けられることになりました。

## 第7期介護保険事業計画期間中の介護保険料

介護保険料は、制度の改正に合わせて3年に1度見直しを行っています。今回の改定では、本市の介護保険料は据え置きとなりました。

段階	対象者	保険料の率	月額相当	年額の介護保険料
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.40	2,040円	24,480円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.65	3,315円	39,780円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.75	3,825円	45,900円
第4段階	○世帯員に市民税課税者がいるが、本人が非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.85	4,335円	52,020円
第5段階	○世帯員に市民税課税者がいるが、本人が非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額×1.00	5,100円	61,200円
第6段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	5,865円	70,380円
第7段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	6,630円	79,560円
第8段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.55	7,905円	94,860円
第9段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.70	8,670円	104,040円
第10段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.80	9,180円	110,160円
第11段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上の人	基準額×1.90	9,690円	116,280円

### ●介護保険料の納め方

#### ■第1号被保険者（65歳以上の人）

老齢・退職年金、遺族年金、障害年金の収入が年額18万円以上の人、年金から天引きされます。年金の収入が年額18万円未満の人や、老齢福祉年金や寡婦年金などの受給者は、口座振替や金融機関などの窓口で納めていただきます。市から通知する納入通知書で納入方法をご確認ください。

※ただし、年度途中で65歳になった場合や、年金の種類が変更になった場合などは、一時的に納付書で納めていただきます。

#### ■第2号被保険者（40～64歳以上の人）

介護保険料は、加入している医療保険ごとの算定基準によって決まります。医療保険料（社会保険料または国民健康保険税）に上乗せして負担していただきます。